

令和4年度

ケアマネ研修会

相模原市役所健康福祉局

地域包括ケア推進部福祉基盤課

暫定ケアプランが必要な場合

- ①介護等認定申請中の新規利用者が、認定結果がでるまでの間にサービスを利用する場合
- ②要介護等認定者が、区分変更申請を行い、認定結果がでるまでの間にサービスを利用する場合
- ③要介護等認定者が更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中までに確定しない場合

暫定ケアプランを作成していない場合

暫定ケアプランを作成していない場合

⇒ 基本的に介護保険のサービス利用はできません。

暫定ケアプランを作成せずに介護保険のサービスを利用し、介護報酬請求を行っていた場合、事業所は介護報酬を返還しなければなりません。また、利用者の全額自費負担にもつながります。

暫定ケアプランの作成に当たって①

暫定ケアプランの作成にあたっては、通常のケアプラン作成と同様に以下の一連の業務が必要になります。

アセスメント⇒暫定ケアプラン作成⇒サービス担当者会議⇒説明及び同意、暫定ケアプランの交付⇒モニタリング

※認定結果によって、想定していた介護度よりも重い場合は利用者負担が増えること、介護度が軽い場合は自己負担が発生する可能性があることや、非該当の場合は自己負担になる可能性があることについて、あらかじめ利用者等に説明するようにしてください。

暫定ケアプランの作成に当たって②

・ 利用者の認定結果が要介護、要支援のどちらであっても利用者等に給付がなされるように居宅介護支援事業者と介護予防支援事業者の両方に暫定ケアプランの作成を依頼することを推奨します。

・ 暫定ケアプランを作成する居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者は、介護予防及び居宅サービスの両方の指定を受けている事業者をケアプランに位置付けるようにしてください。

暫定ケアプランの作成担当者について

【参考】

平成18年改定関係 Q&A (Vol.2)

52 要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度（要支援度）が確定するまでの間のいわゆる暫定ケアプランについては、どこが作成し、また、その際には、介護給付と予防給付のどちらを位置付ければよいのか。

【参考】

平成18年改定関係 Q&A (Vol.2)

(答) いわゆる暫定ケアプランについては、基本的にはこれまでと同様とすることが考えられる。したがって、要介護認定又は要支援認定を申請した認定前の被保険者は、市町村に届出の上で、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に暫定ケアプランを作成してもらい、又は自ら作成し、当該暫定ケアプランに基づきサービスを利用することが考えられる。その際、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）は、依頼のあった被保険者が明らかに要支援者（要介護者）であると思われるときには、介護予防支援事業者（居宅介護支援事業者）に作成を依頼するよう当該被保険者に介護予防支援事業者を推薦することが考えられる。また、仮に居宅介護支援事業者において暫定ケアプランを作成した被保険者が、認定の結果、要支援者となった場合については、当該事業者の作成した暫定ケアプランについては、当該被保険者が自ら作成したものとみなし、当該被保険者に対して給付がなされないことがないようにすることが望ましい。なお、いずれの暫定ケアプランにおいても、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置付けることが考えられる。

認定結果後の流れについて①

- ・ 要介護認定の場合

居宅介護支援事業者が「居宅サービス計画」を作成し、給付管理の業務を行う

- ・ 要支援認定の場合

介護予防支援事業者が「介護予防サービス計画」を作成し、給付管理の業務を行う

認定結果後の流れについて②

- ・ 作成した暫定ケアプランをケアプランとして確定させた上で、そのことについて、再度利用者へ説明し、同意を得てください。
- ・ 暫定ケアプランと確定後のケアプランのどちらもサービス事業所へ交付することが必要です。
- ・ 暫定ケアプラン完成後に利用者の状況に変化がない場合や、ケアプランの内容や援助に関する留意点に変更がない場合は、改めてアセスメントやサービス担当者会議を開催する必要はありません。

前6か月のサービス利用割合等の説明及び同意について

- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第4条第2項

（内容及び手続の説明及び同意）

前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得なければならない。

説明時に用いる割合等の期間

前6か月については、毎年度2回、次の期間における事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。

①前期（3月1日～8月末日）

②後期（9月1日～2月末日）

なお、説明については、指定居宅介護支援の提供開始に際し行うものとするが、その際に用いる割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとする。

【参考】

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3)

問112 今回の改定により、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等を説明することを義務づけ、それに違反した場合は報酬が減額されるが、令和3年4月以前に指定居宅介護支援事業者と契約を結んでいる利用者に対しては、どのように取り扱うのか。

【参考】

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3)

(答)

- ・ 令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい。
- ・ なお、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、当該事業所が、令和3年4月中に新たに契約を結ぶ利用者等において、当該割合の集計や出力の対応が難しい場合においては、5月以降のモニタリング等の際に説明を行うことで差し支えない。

運営指導等から見た課題

- ・説明を行っていない事例があった。

⇒指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用申込者またはその家族に説明を行わなければなりません。

※説明を行っていない場合は減算の対象となります。

- ・説明を行っているが、その旨が確認できない事例があった。

⇒説明を行うに当たっては、文書の交付に加えて口頭で説明を行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得ること。また、説明を行ったことが分かるように事業所で記録を保管すること。

※利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等についても、同様に、説明を行い署名を得るようにしてください。

主治医等との連携について

- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
(平成11年厚生省令第38号) 第13条第19号、第19号の2

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

「介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。」

「前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治医に交付しなければならない。」

運営指導等から見た課題

- ・ 主治の医師等に意見を求めたことが、確認できなかった。
⇒ 主治の医師等の指示を確認した際には、その内容を記録するように
- ・ 居宅サービス計画を交付したことが確認できなかった。
⇒ 主治の医師等の意見を踏まえて作成した居宅サービス計画を主治の医師等に交付するとともに、その旨を記録するように
- ・ 主治の医師に居宅サービス計画の受領を断られた。
⇒ 交付、及び受領を断られた場合は、その旨を記録するように

【様式格納場所】

市HP

⇒子育て・健康・福祉

⇒介護・介護予防

⇒介護の事業者向け情報

⇒事業運営に係る基準・申請書等

⇒介護支援専門員に関する参考様式について

従来のケアプラン検証

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2

介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

厚生労働大臣が定める回数

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

区分支給限度基準額及び訪問介護の利用割合が高いケアプラン

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の3

介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第四十三条第二項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

○ 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証は、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とし、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）に位置付けられた仕組み

具体的な抽出方法

居宅介護支援事業所ごとに見て、

①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上
かつ

②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

上記要件を満たすケアプランの中から、

- ・最も訪問介護サービスの利用割合が高いもので、介護度別に1件ずつ以上を指定し、
- ・当該ケアプランの

第1表（居宅サービス計画書(1)：基本的な事項）

第2表（居宅サービス計画書(2)：長期目標・短期目標、サービス内容等）

第3表（週間サービス計画表）

の届出を依頼する

相模原市
各高齢・障害者相談課
からのお知らせ
(令和4年度)

緊急一時入所サービス

内容：介護者の入院などにより介護ができない場合に、高齢者を特別養護老人ホーム等で一時的にお預かりします。

対象：在宅の60歳以上で次のいずれかに該当する方

- ①介護保険非該当の方で身体上または精神上的の障害があるため、日常生活に支障がある方
- ②介護保険認定者の方で介護保険利用サービスの利用限度以上に一時入所が必要な方

利用者負担：施設利用料・滞在費及び食事代

(所得や身体の状態により異なります)

※利用期間は、原則月7日以内。

※送迎サービスも有。

※健康診断料助成も有（生活保護世帯、市民税非課税世帯または市民税所得割非課税世帯）



住宅改修相談

内容：高齢や身体の障害等により住宅の改修（段差解消、手すりの取付け等）を検討している人のために、住宅改修相談員（1級建築士）が改修方法・内容等の相談をお受けします。

受付時間：月～金の午前9時から正午、午後1時～4時

相談窓口：中央高齢・障害者相談課

※また、次の窓口でも出張による相談をお受けします。

緑高齢・障害者相談課、城山福祉相談センター、
津久井高齢・障害者相談課、相模湖福祉相談センター、
藤野福祉相談センター、南高齢・障害者相談課

※相談をご希望される場合は、中央高齢・障害者相談課へ
ご予約ください。

利用者負担：無料

65歳以上の人 の障害者控除対象者 認定書について

内容：各障害者手帳を持っていない65歳以上の人で市長が「知的障害者か身体障害者に準ずる者」として認定をした人に『障害者控除対象者認定書』を交付します。

対象：次のすべてに該当する方

①認定を受けたい年の12月31日（基準日）で、市内に住所を

有する65歳以上の人

②身体障害者手帳・療育手帳（判定を受けた人も含む）・
精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けていない人

③本人かその扶養者が所得控除を受けられる人

④身体の障害や寝たきり、認知症により日常生活に支障がある人

65歳以上の人 の障害者控除対象者 認定書について

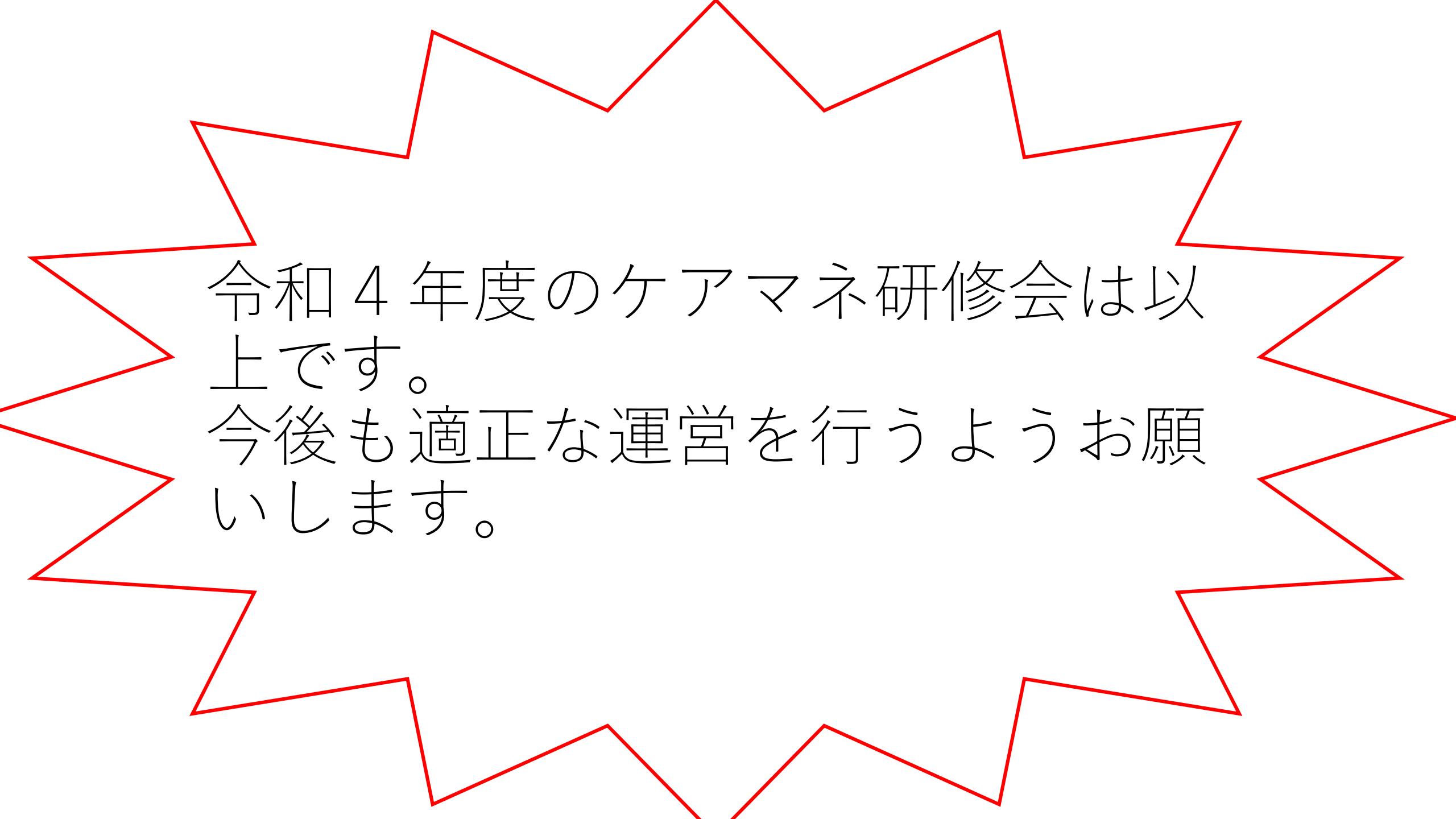
【申請する必要がない人】

- ・ 基準日時点で65歳未満の方（2号被保険者等）
- ・ 身体障害者手帳1・2級等、他に特別障害者控除を受けられる要件をお持ちの方
- ・ 市民税非課税の方・生活保護受給中の方

【ポイント】

- ・ 認定を受けた後で、所得税・市県民税の申告をする必要があります。
- ・ 所得税・市県民税は、過去5年間遡って申告することができます。
- ・ 所得税・市県民税は、毎年申告する必要があります。
- ・ 障害者控除対象者認定は、心身の状態に変更がない場合は、翌年以降も有効です。

<その他不明なことがある場合は、ご相談ください>

A red, jagged starburst border surrounds the text. The border consists of multiple sharp points radiating from the center, creating a star-like effect.

令和4年度のケアマネ研修会は以上です。
今後、適正な運営を行うようお願いいたします。